

■コーポレート・ガバナンス体制

監査等委員会設置会社を機関設計として採用しています。

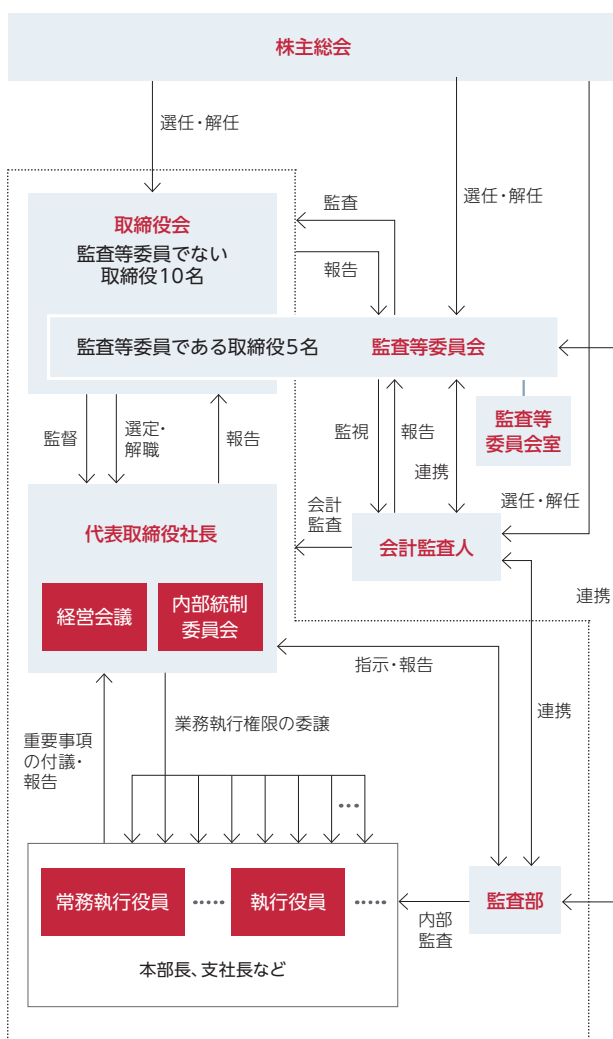
監督機能については、社外取締役を複数名選任し、その能力・見識を十分に発揮できるように、支援体制を整備し、取締役会の監督機能を強化しています。

監査機能については、常勤者を含む監査等委員が取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員会が会計監査人や監査部などとも連携して、取締役の職務執行状況に関して実効性の高い監査を実施することで、経営の健全性の確保を図っています。

[取締役の構成 (2022年10月末現在)]

区分	男性	女性	合計
監査等委員でない取締役	8(うち、社外2)	2(うち、社外1)	10
監査等委員である取締役	3(うち、社外2)	2(うち、社外1)	5
執行役員	23	3	26

[コーポレート・ガバナンスに関する体制図]



(2022年10月末現在)